

参考資料 用語の解説

〔アーケード〕

連続したアーチ、屋根状のものを列柱で支える構造物で、歩道や商店街等の通路上部に屋根をつけた施設のことを言います。

〔アートアベニュー〕

公共的な空間において、屋外彫刻等の芸術作品が設置された金沢駅から武蔵ヶ辻、香林坊を経て金沢 21 世紀美術館に至るメインストリートのことを言います。

〔アイストップ〕

見通しのよい街路空間の正面等に位置する建築物や樹木など、人の視線を止める特徴的な対象物を言います。

〔アクセント〕

デザイン等において、全体を引き締めるため、特に強調したり目立たせたりする部分や物のことを言います。

〔アズマダチ〕

建築物の妻面で、漆喰壁に束・貫が格子状に組み込まれた武家屋敷等の特徴的な表構えのことを言います。

〔アプローチ〕

対象とするものに接近すること、また、その方法を言います。

〔いしかわ景観総合計画〕

石川県が平成 20 年に策定した計画で、県土全域の景観形成の指針となるものです。当計画では、景観の保全・創出を図る必要性のより高い地域として、16 の景観形成重要エリアを選定しており、その中には、金沢市域を含む範囲に設定された「金沢エリア」があります。

〔いしかわ景観総合条例〕

石川県が平成 20 年に制定した条例で、石川県独自の景観施策を総合的かつ積極的に推進し、個性と魅力にあふれたいしかわの景観を保全・創出して次世代に継承していくため、既存の景観条例と屋外広告物条例を一本化したものです。

〔イルミネーション〕

建築物や樹木等に、多数の電灯・電球を設置して飾ることを言います。

〔沿道景観形成区域〕

金沢市独自条例である“金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例”に基づくもので、幹線道路を対象として美しい沿道景観の形成を積極的に進める区域です。

〔オープンスペース〕

都市または敷地内において、建造物の建っていない土地や空き地のことを言います。

〔金沢市伝統環境保存条例〕

金沢市が昭和 43 年 4 月に制定した条例で、魅力ある街並みや環境等を守るための条例として、全国の地方自治体で初めて制定されました。

〔金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例〕

金沢市が平成元年 4 月に制定した条例で、伝統環境の保存育成と近代的都市景観の創出を図ることにより、本市の個性ある美しい景観を形成し、後代の市民に継承することを目的としています。

〔金澤町家〕

金沢において、市民によって住み継がれてきた「町家」、「武士系住宅」、「足軽住宅」、「近代和風住宅」など、戦前の伝統構法によって建てられた歴史的建築の総称です。

〔景観学習・教育〕

景観に関心を持ち、学ぶことができるよう、小中学校における授業や生涯学習の一環として、金沢の魅力ある景観について学び考える機会を設ける取り組みのことです。

〔景観協定〕

景観法第 81 条に規定されたもので、景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができます。

〔景観計画〕

景観法第 8 条に規定された、景観行政団体（都道府県、中核市など）が定める良好な景観の形成に関する計画のことを言います。当計画では、①景観計画の区域、②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に関する事項等を定めるものとしています。

〔景観計画区域〕

景観法第8条に規定された、景観行政団体（都道府県、中核市など）が良好な景観の形成を図る区域のことを言います。金沢市では、市全域を景観計画区域としています。

〔景観形成区域〕

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく「伝統環境保存区域」、「近代的都市景観創出区域」、「伝統環境調和区域」、「港湾景観創出区域」の総称です。

〔景趣継承区域〕

金沢市独自条例である“金沢市こまちなみ保存条例”に基づく「こまちなみ保存区域」、「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例”に基づく「寺社風景保全区域」、「金沢市斜面緑地保全条例”に基づく「斜面緑地保全区域」、「金沢市川筋景観保全条例”に基づく「川筋景観保全区域」“金沢市用水保全条例”に基づく「保全用水に係る区域」の総称です。

〔景観サポーター〕

魅力ある金沢市の景観を後代へと継承していくため、市内の景観チェック（点検）、市民や事業者に対する景観誘導（誘導）、金沢特有の景観資源の調査（取材・記録）、景観形成に係る計画策定への参加（参画）等を行う市民ボランティアを任命・登録し、景観まちづくりを支える活動を進める取り組みのことです。

〔景観重要建造物〕

景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観行政団体の長が指定する景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を言います。

〔景観重要公共施設〕

景観法第8条に規定されたもので、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものとして定められるものを言います。

〔景観重要樹木〕

景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観行政団体の長が指定する景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を言います。

〔景観地区〕

景観法第 61 条に規定されたもので、都市計画区域又は準都市計画区域内で、より積極的に景観形成を図るため、都市計画に定めることができる地区で、①建築物の形態意匠の制限、②建築物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面の位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度を定めることができます。

〔金沢らしい景観の構図〕

長い時間の中で積み重ねられてきた「地形」、「歴史」、「土地利用」の3つの構図の重層性及び時間や暮らしと密接に関わる金沢固有の景観の構図のことを言います。

〔景観法〕

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。景観法では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制や総合的な支援等の措置を講じています。

〔建築面積〕

建築物を真上から見たとき、外壁等の中心線で囲まれた内側の部分の水平投影面積のことを言います。

〔原風景〕

人の考え方や思想が固まる前の経験で、以後の思想形成に大きな影響を与えた風景のことを言います。

〔高度地区〕

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められている地区のことを言います。

〔コントラスト〕

対照、対比の意で、ある対象とそれ以外の背景とが区別できるような視覚的な特徴の差を言います。

〔市街化区域〕

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のことを言います。

〔市街化調整区域〕

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことを言います。この区域では、原則として、一部の建築物や計画的開発を除き、開発行為は抑制され、市街化を促進する都市施設の整備も行わないものとしています。

〔色相・明度・彩度〕

色を定量的に表すマンセル表色系では、色彩を色相・明度・彩度の3属性で表現します。色相は赤、黄、緑、青といった色味のことをいい、R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(紫青)、P(紫)、RP(赤紫)の10色相と、それをさらに10分割した計100色相で表します。明度は色の明るさを意味し、数値が大きいほど明るい色になります。彩度は色の鮮やかさを意味し、数値が大きいほど鮮やかな色になります。

〔金沢の景観を考える市民会議〕

市民、事業者、設計者・施工者、行政が集まり、将来にむけた金沢の景観形成のあり方を議論し景観まちづくりを展開していくために開催する会議のことです。

〔借景〕

本来の意は、庭園外の山や樹木、竹林等の自然物等を庭園内の風景に背景として取り込む造園技法のひとつですが、当計画では、対象となる景観と背景となる借景とを一体として捉えた景観形成の意を含みます。

〔重要広域海岸景観形成区域〕

海岸沿いにおいて、広域的かつ連続的な景観の形成に取り組む区域です。海側・陸側を指定しています。

〔重要広域幹線景観形成区域〕

景観上重要な広域幹線で良好な沿道景観の形成に取り組む区域です。北陸自動車道沿道、外環状道路・津幡バイパス沿道を指定しています。

〔準景観地区〕

景観法第74条に規定されたもので、都市計画区域外又は準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定することができる地区です。準景観地区では、景観地区に準じた規制を行うことが可能です。

〔シンボリック〕

象徴的であるさまを言います。

〔スカイライン〕

山並みの稜線等の地形、建築や建築群が織り成す輪郭と空との境界線を言います。

〔地区計画〕

都市計画法に基づくもので、道路、公園等の公共施設の配置や建築物の建築形態等について、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしい良好なまちづくりを誘導するための計画を言います。

〔眺望景観形成区域〕

金沢市独自条例に基づく区域です。優れた眺望景観を形成する区域として、浅野川大橋中央、主計町中の橋左岸など、15の区域が指定されています。

〔汀線〕

海面または湖面と陸地との境界線、海面と陸地とが接する線のことを言います。

〔土地区画整理事業〕

土地区画整理法に規定されたもので、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことを言います。

〔パノラマ眺望〕

見渡す限りの広々とした風景の眺めのことを言います。

〔平入り〕

建築物の「平」（屋根の棟と並行する側）に正面出入口のあるものを言います。これに対して、「妻」（屋根の棟と直角する側）に正面出入口のあるものを妻入りと言います。

〔広見〕

金沢特有の街路形態で、街路の一部が広がっている部分のことを言います。藩政期に設けられた火災の延焼を防止するための火よけ地、荷車等の回転揚所等を目的として設けられたと言われていています。

〔風致地区〕

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、都市計画区域内の自然的環境を主体とした風致を維持するため、特に必要とされる地区が指定されます。風致地区内では、自然的環境をできるだけ保全し、都市の風致を維持するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為についての制限があります。

〔俯瞰景〕

高い所から見下ろした景観（眺め）を言います。

〔フラッグ〕

屋外広告物において、のぼり旗、垂れ幕等のことを言います。

〔文化的景観〕

文化財保護法に基づく文化財のひとつで、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを言います。

〔マスタープラン〕

都市計画、緑、環境、歴史遺産保存、景観など、各分野における施策を展開する上で、その基本となる計画のことを言います。

〔まちづくり協定・土地利用協定〕

金沢市まちづくり条例に規定されたもので、住民自らが地域の将来像、まちづくりのルールを定め、住民の2/3以上の同意を得ることで、住民と市長の間に締結することができます。市街化区域では「まちづくり協定」、それ以外の区域では「土地利用協定」と名称が異なります。

〔メタリック〕

金属でできているさま、また、光沢が金属的であるさまを言います。

〔モニュメント〕

記念建造物、記念碑・記念像等のことを言います。

〔ユニバーサルデザイン〕

ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスが提唱した考え方で、高齢であることや障害の有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間等をデザインすることを言います。

〔用途地域〕

都市計画法に定められている地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。地域には、「住居系」となる第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、「商業系」となる近隣商業地域、商業地域、「工業系」となる準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類があります。

〔ライトアップ〕

景観を演出するために、夜間、建築物や橋等を照明で明るく浮かび上がらせることを言います。

〔ラッピングバス〕

あらかじめ印刷したフィルムを車体全体に貼り付けるラッピング広告を施したバスのことを言います。

〔緑被率〕

敷地面積に対する緑地面積の割合のことを言います。

金沢市では、風致地区や斜面緑地保全区域において、平面的な緑地面積だけでなく、樹木の投影面積も含めた緑被率の考え方が示されています。

〔ルーバー〕

短冊形の薄板を平行に並べたものをいい、薄板の角度を変えることにより太陽光や雨、風、視線等をさえぎることができるものを言います。

【資料】 金沢市景観計画に係る策定経緯

(※金沢市景観総合計画に係る策定経緯含む)

月	会議名等	主な検討内容等
平成18年度		
<H18> 10月	第1回計画部会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しの背景 ○金沢市都市景観形成基本計画の見直しの基本的考え方
	金沢市都市景観審議会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて
<H19> 1月	第2回計画部会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画の構成
3月	第3回計画部会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画の方針
	金沢市都市景観審議会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画の見直し基本方針(案)
平成19年度		
<H19> 8月	第1回計画部会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しイメージ
9月	第2回計画部会 (現地視察)	○現地視察を踏まえた意見交換・提案
10月	金沢市都市景観審議会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて(中間報告)
11月	第3回計画部会	○景観条例の指定区域拡大と再編(案) ○伝統環境保存区域及びこまちなみ保存区域における基準検討
<H20> 2月	第4回計画部会	○景観形成の方針(素案)について
3月	金沢市都市景観審議会	○金沢市都市景観形成基本計画の見直しについて(中間報告)
平成20年度		
<H20> 7月	第1回計画部会	○策定スケジュールについて ○(仮称)金沢市景観形成基本計画・金沢市景観計画の策定に向けて
7月～8月	パブリックコメント実施	○金沢の景観まちづくりの新たな展開について
9月	金沢市都市計画審議会	○計画部会の審議結果について中間報告
	第2回計画部会	○(仮称)金沢市景観形成基本計画・金沢市景観計画について
10月	第3回計画部会	○金沢市景観計画について
	金沢市都市景観審議会	○計画部会の審議結果について中間報告
11～12月	市民説明会	○校下・地区、ブロック毎の地元説明会を実施
12月	金沢市都市景観審議会	○景観まちづくりの新たな区域設定と景観形成基準(素案)について (○屋外広告物条例改正の骨子について)
<H21> 1月	第4回計画部会	○金沢市景観計画(素案)について ○新景観条例の名称について
	事業者説明会	○金沢市景観計画(素案)について
1月～2月	パブリックコメント実施	○金沢市景観計画(素案)

月	会議名等	主な検討内容等
平成20年度(つづき)		
<H21> 2月	第5回計画部会	○金沢市景観計画(案)について ○新景観条例について
	金沢市都市景観審議会	○金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(案)について ○金沢市景観計画(案)について 【諮問・答申】
3月	国・県公共施設管理者への説明会	○景観重要公共施設に関する協議開始
	3月市議会	○「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市における屋外広告物等に関する条例」を議決(制定)
平成21年度		
<H21> 5月～6月	パブリックコメント実施	○金沢市景観計画(案)
5月	金沢市都市計画審議会	○金沢市景観計画(案)について意見聴取 【諮問・答申】
6月	事業者説明会	○金沢市景観計画(案)について
	第6回計画部会	○金沢市景観総合計画(最終案)及び金沢市景観計画(最終案)について
	国・石川県	○景観重要公共施設に関する合意を得る
7月	金沢市都市景観審議会	○金沢市景観総合計画(最終案)及び金沢市景観計画(最終案)について 【諮問・答申】
10月	施行	

金沢市景観計画変更経緯

平成23年11月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の追加 卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の指定に伴う景観形成基準の変更
平成25年11月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場の路面の色彩に関する基準追加
平成26年7月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 長町景観地区の指定に伴う景観形成基準の追加 文化的景観の区域追加(「金石町区域」、「大野町区域」)
平成29年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 景趣継承区域に川筋景観保全区域を追加(「犀川区域」、「浅野川区域」)
令和元年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の制定に伴い、眺望景観保全区域(8区域)から眺望景観形成区域(15区域)に変更
令和3年7月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 区域追加及び区域種別変更(広岡3丁目地区、広坂地区) 色彩基準等の景観形成基準の変更 屋内広告物等の景観形成基準の追加
令和8年8月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域に「港湾景観創出区域」及び「重要広域海岸景観形成区域」を追加